総上小学校いじめ防止等基本方針

下妻市立総上小学校

このたび、いじめ防止対策推進法が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布された。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり、公布の日から起算して３月を経過した日から施行することとされた。

今回公布された法においては、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定を求めているとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めている。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定している。

「総上小学校いじめ防止等基本方針」はこれを受け、総上小学校のいじめ防止推進に向け策定した。

１　目　　的

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

２　いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

３　いじめ防止等の基本理念

(1) いじめの防止等のための対策は、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行う。

(2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めるために行う。

(3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に取り組む。

４　いじめ防止等の基本方針

(1) いじめに対する基本認識

「いじめは、どこの学校でもどこの学級でも起こりうる」という認識を全教職員がもつ。

(2) 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、いじめが起きにくい風土づくりに努める。

(3) 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生するので、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

(4) 早期解消に向けて

いじめ問題が生じた時には、事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、児童や保護者が

納得する解決を目指す。

５　いじめ防止の指導体制づくり

(1) いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を組織する。

① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、その他校長が必要と認める者で構成する。

② 本委員会は、学期１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

(2) 「いじめ防止等対策委員会」の役割

① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

② いじめの相談・通報の窓口としての役割

③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

※ いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体となる。

⑤ 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについて点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、ＰＤＣＡサイクルで検証を行う役割

(3) 緊急対応等（いじめの事実発覚時）には、「緊急いじめ防止等対策委員会」を組織して対応する。

① 本委員の構成員は「いじめ防止等対策委員会」の委員に当該学級担任、学年委員を加えて構成する。必要に応じて、関係機関やスクールカウンセラー等の専門家も加える。

② いじめが発覚した時点で組織し、早急に対応にあたる。

□いじめ問題への組織的対応図

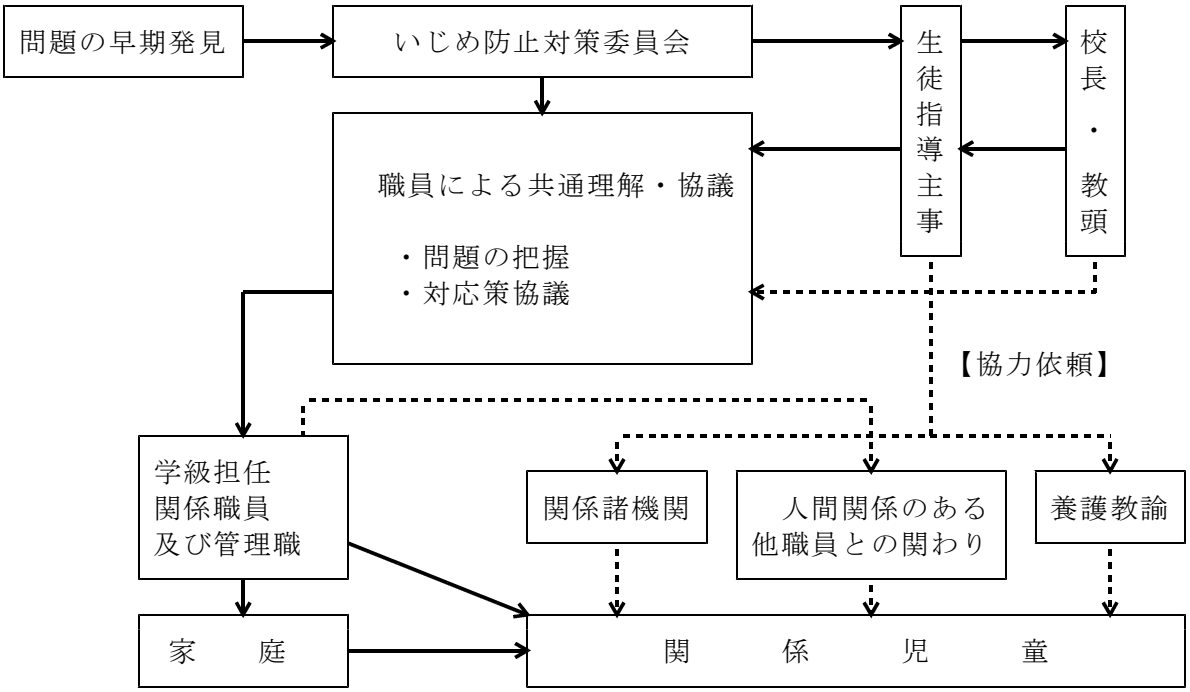

６　基本的な取組

(1) 人権教育を基盤とした道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究

② 学級や学校の実態に応じた教材の精選と活用

③　道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
④　学校経営方針に基づいた道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
⑤　具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
⑥　元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
⑦　無言清掃、ボランティア活動の推進
⑧　児童が主役で進める学校行事の展開

(2) 未然防止に向けて

【未然防止の方針】

①　いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
②　授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場をつくりだす。
③　日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。

【未然防止のために】

ア　現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等を把握し、課題を見つける。 イ　課題をどう変えたいという目標（１年後・半年後・学期の修了時）を設定する。 ウ　目標を達成するための具体的な計画を作成する。 エ　実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。 オ　一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。 カ　検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。

①　日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体、学級全体に醸成する。
②　はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
③　一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
④　児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
⑤　定期的に教育相談や個別面談を行い、児童の心身の状態を把握しておく。
⑥　日頃より保護者との信頼関係を構築し、何でも相談しやすい関係を築いておく。
⑦　養護教諭は、保健室への来室者の様子から心身の状態を把握し、学級担任と連携する。
⑧　いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。
⑨　発達段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付ける。
⑩　未然防止は、危機感を実感しにくいため、管理職による教職員への意識啓発に努める。

(3) 早期発見に向けて

①　日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等につとめ、児童が示す小さな変化やサインを見逃さないよう的確に情報を把握する。
②　休み時間等の児童との雑談や、日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
③　個別面談や家庭訪問などの機会を活用し、教育相談を行う。
④　保護者との信頼関係を構築し、気にかかることを相談し合えるようにする。
⑤　保健室を利用する児童の様子に目を配り、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
⑥　スクールカウンセラーによる相談室の利用や、電話やメールによる相談窓口等について周知する。
⑦　休み時間や昼休みの校内巡視において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。
⑧　定期的なアンケート調査（月１回、各学級）
⑨「心の天気」（1人1台端末を活用した相談窓口）（毎週火曜日　各学級）
⑩　チェックリストの活用（学期１回、各学級）
⑪　いじめ防止等対策委員会での情報交換（毎週月曜日　職員集会の中で）

(4) 相談体制の整備

①　定期相談〔教育相談（アンケート実施時）、個別面談（6月　12月）〕
②　チャンス相談（適宜）

③　相談窓口の周知（保護者との連携）

(5) 関係機関との連携

市教育委員会	市スクールサポートセンター	市児童相談員	民生委員
市子育て支援課	筑西児童相談所	下妻警察署生活安全課	

(6) 教職員の資質向上（職員研修）

①　いじめ関係の生徒指導リーフや生徒指導提要よる研修

②　定期的な個別児童の情報交換会

③　スクールロイヤー等外部専門家を活用した研修

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

①　情報モラルに関する研修会（児童向け、保護者向け）

②　家庭内におけるルールづくりの推奨

②　法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

7　いじめ事案への対応

(1) いじめの事実を確認する。

(2) 「緊急いじめ防止等対策委員会」を開催する。必要に応じてサポートチームを結成する。

(3) 加害児童、被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。

(4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。

(5) 市教育委員会へ報告する。

(6) いじめを受けた児童生徒の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。

(7) 加害児童への再発防止指導を実施する。

(8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

8　重大事態への対処

重大事態の発生と調査（法第２８条）

(1)　重大事態の意味

法第２８条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第２８条第１項第２号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断する。

(2) 重大事態を疑われる事案が発生したときには、事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施するとともに、市教育委員会へ報告する。

(3) いじめ防止等対策委員会を開催する。

(4) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携

・いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(7) 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。

(8) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。

(9) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

9　いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員で共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の２つの条件が満たされているものをいう。

(1)　いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(2)　被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害者の支援を継続するため、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、いじめが解消している状態に至った後でも、いじめが過去にあったことを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害者及び加害者については、日常的に注意深く観察する。

１０　いじめ防止等基本方針の見直し

いじめ防止等基本方針は適宜見直し、改訂していく。

平成２５年９月２５日策定
令和　６年３月　1日改訂

資料１
いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　いじめ防止基本方針等（第十一条―第十四条）
第三章　基本的施策（第十五条―第二十一条）
第四章　いじめの防止等に関する措置（第二十二条―第二十七条）
第五章　重大事態への対処（第二十八条―第三十三条）
第六章　雑則（第三十四条・第三十五条）
附則

第一章　総則

（目的）
第一条　この法律は，いじめが，いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み，児童等の尊厳を保持するため，いじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し，基本理念を定め，国及び地方公共団体等の責務を明らかにし，並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに，いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより，いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
2　この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
3　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。
4　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。

（基本理念）
第三条　いじめの防止等のための対策は，いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み，児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
2　いじめの防止等のための対策は，全ての児童等がいじめを行わず，及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
3　いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）
第四条　児童等は，いじめを行ってはならない。

（国の責務）
第五条　国は，第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，いじめの防止等のための対策を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第六条　地方公共団体は，基本理念にのっとり，いじめの防止等のための対策について，国と協力しつつ，当該地域の状況に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）
第七条　学校の設置者は，基本理念にのっとり，その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）
第八条　学校及び学校の教職員は，基本理念にのっとり，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）
第九条　保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
2　保護者は，その保護する児童等がいじめを受けた場合には，適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
3　保護者は，国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
4　第一項の規定は，家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず，また，前三項の規定は，いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（財政上の措置等）
第十条　国及び地方公共団体は，いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章　いじめ防止基本方針等

（いじめ防止基本方針）
第十一条　文部科学大臣は，関係行政機関の長と連携協力して，いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。
2　いじめ防止基本方針においては，次に掲げる事項を定めるものとする。
一　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
二　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
三　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（地方いじめ防止基本方針）
第十二条　地方公共団体は，いじめ防止基本方針を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）
第十三条　学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）
第十四条　地方公共団体は，いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため，条例の定めるところにより，学校，教育委員会，児童相談所，法務局又は地方法務局，都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2　都道府県は，前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には，当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう，当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
3　前二項の規定を踏まえ，教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に，地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは，教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章　基本的施策

（学校におけるいじめの防止）
第十五条　学校の設置者及びその設置する学校は，児童等の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
2　学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校におけるいじめを防止するため，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）
第十六条　学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校におけるいじめを早期に発見するため，当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
2　国及び地方公共団体は，いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
3　学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
4　学校の設置者及びその設置する学校は，相談体制を整備するに当たっては，家庭，地域社会等との連携の下，いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）
第十七条　国及び地方公共団体は，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援，いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう，関係省庁相互間その他関係機関，学校，家庭，地域社会及び民間団体の間の連携の強化，民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）
第十八条　国及び地方公共団体は，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援，いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう，教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上，生徒指導に係る体制等の充実のための教諭，養護教諭その他の教員の配置，心理，福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保，いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。
2　学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校の教職員に対し，いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）
第十九条　学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校に在籍する児童等及びその保護者が，

発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，及び効果的に対処することができるよう，これらの者に対し，必要な啓発活動を行うものとする。
2　国及び地方公共団体は，児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに，インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
3　インターネットを通じていじめが行われた場合において，当該いじめを受けた児童等又はその保護者は，当該いじめに係る情報の削除を求め，又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは，必要に応じ，法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）
第二十条　国及び地方公共団体は，いじめの防止及び早期発見のための方策等，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方，インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに，その成果を普及するものとする。

（啓発活動）
第二十一条　国及び地方公共団体は，いじめが児童等の心身に及ぼす影響，いじめを防止することの重要性，いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章　いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
第二十二条　学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）
第二十三条　学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
2　学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
3　学校は，前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，当該学校の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
4　学校は，前項の場合において必要があると認めるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
5　学校は，当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
6　学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）
第二十四条　学校の設置者は，前条第二項の規定による報告を受けたときは，必要に応じ，その設置する学校に対し必要な支援を行い，若しくは必要な措置を講ずることを指示し，又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）
第二十五条　校長及び教員は，当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは，学校教育法第十一条の規定に基づき，適切に，当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）
第二十六条　市町村の教育委員会は，いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等，いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）
第二十七条　地方公共団体は，いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても，学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため，学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章　重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
2　学校の設置者又はその設置する学校は，前項の規定による調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
3　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては，当該学校の設置者は，同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）
第二十九条　国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は，前条第一項各号に掲げる場合には，当該国立大学法人の学長を通じて，重大事態が発生した旨を，文部科学大臣に報告しなければならない。
2　前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3　文部科学大臣は，前項の規定による調査の結果を踏まえ，当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう，国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条　地方公共団体が設置する学校は，第二十八条第一項各号に掲げる場合には，当該地方公共団体の教育委員会を通じて，重大事態が発生した旨を，当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
2　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，附属機関を設けて調査を行う等の方法により，第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3　地方公共団体の長は，前項の規定による調査を行ったときは，その結果を議会に報告しなければならない。
4　第二項の規定は，地方公共団体の長に対し，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し，又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
5　地方公共団体の長及び教育委員会は，第二項の規定による調査の結果を踏まえ，自らの権限及び責任において，当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）
第三十一条　学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は，第二十八条第一項各号に掲げる場合には，重大事態が発生した旨を，当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。
2　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，附属機関を設けて調査を行う等の方法により，第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3　都道府県知事は，前項の規定による調査の結果を踏まえ，当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう，私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
4　前二項の規定は，都道府県知事に対し，学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
第三十二条　学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は，第二十八条第一項各号に掲げる場合には，当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて，重大事態が発生した旨を，同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。
2　前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，附属機関を設けて調査を行う等の方法により，第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3　認定地方公共団体の長は，前項の規定による調査の結果を踏まえ，当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう，構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
4　前二項の規定は，認定地方公共団体の長に対し，学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
5　第一項から前項までの規定は，学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において，第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と，「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と，第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と，第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と，「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と，「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と，前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導，助言及び援助）
第三十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか，文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し，都道府県の教育委員会は市町村に対し，重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため，必要な指導，助言又は援助を行うことができる。

第六章　雑則

（学校評価における留意事項）
第三十四条　学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては，いじめの事実が隠蔽されず，並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう，いじめの早期発見，いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。
（高等専門学校における措置）
第三十五条　高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は，当該高等専門学校の実情に応じ，当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止，当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則
（施行期日）
第一条　この法律は，公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）
第二条　いじめの防止等のための対策については，この法律の施行後三年を目途として，この法律の施行状況等を勘案し，検討が加えられ，必要があると認められるときは，その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
2　政府は，いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう，当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理　由
いじめが，いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み，いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため，いじめの防止等のための対策に関し，基本理念を定め，国及び地方公共団体等の責務を明らかにし，並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに，いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが，この法律案を提出する理由である。